（製造のための施設等の変更の特例）

第五十五条の九　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一　特定変更工事

二　製造の方法の変更であつて、冷媒設備の変更の工事により、許容圧力を変更するもの

2　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、許容圧力の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3　法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第四十の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5　法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の工事の内容

二　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6　法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　製造の方法の変更の内容

二　法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

［新設］

（完成検査の特例）

第五十五条の十　法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2　法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　完成検査年月日

二　完成検査に係る責任者の氏名

三　完成検査をした特定変更工事の内容

四　完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

［新設］

（冷凍保安責任者に係る特例）

第五十五条の十一　法第三十九条の二十六の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した冷凍保安責任者の氏名

二　選任した冷凍保安責任者の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

2　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

［新設］

（保安検査等の特例）

第五十五条の十二　法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、三年に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2　前項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

［新設］